

SDGs に関連する概念及びルールの変遷と 日本における取り組みの現状

酒 卷 俊 之

1. 総 論

1. はじめに

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択されたMDGs (Millennium Development Goals: ミレニアム開発目標)¹⁾は、多くの国において、その達成期間の満了に至るまで、その存在・内容とも殆どの人々に認知されずに終わった。もともと達成不可能な理想でもあり、各国政府等の取り組みにより一定の効果はあげたが、その達成目標にはおよそ遠い結果であった。

MDGsの達成期間満了後の2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)²⁾も、採択当初はMDGsと同様に、多くの国において、その存在・内容が殆どの人々に認知されなかった。

しかし、日本においては、①ここ数年のわが国における「災害級の暑さ」³⁾の日の連続や「熱中症警戒アラート」⁴⁾の続出、「ゲリラ豪雨」⁵⁾や「線状降水帯」⁶⁾による冠水や土砂崩れ等の被害の多発、他国での「地球温暖化」ないし「地球沸騰化」を原因とする「山火事」⁷⁾や「洪水」⁸⁾の報道等により、急激に気候変動に対する危機感が増したことが、②多くの国が影響を受けた「新型コロナウイルス」⁹⁾の蔓延があったこと、③世界中の経済に影響を及ぼしたウクライナに対するロシアの侵攻¹⁰⁾、米国やヨーロッパで問題視されている政治的思想による社会の分断の報道がなされ、世界中で貧富の格差の拡大による社会の分断などが問題視されるようになったこと¹¹⁾、④そうしたタ

イミングでの日本政府のSDGsへの取り組みの積極的な情報発信¹²⁾、マスコミ等によるSDGsに関する情報発信ないし番組の編成¹³⁾があったこと、⑤環境活動家の過激な活動の報道¹⁴⁾やSDGs関連の映画の公開等¹⁵⁾の影響により、急激に広く一般の人々にSDGsの概念が浸透した。

企業経営においても、かつての経営者中心の経営ないし株主第一主義の経営を求める時代を経て、従業員・取引先・消費者・地域住民及び社会全体といったステークホルダー(利害関係人)にも配慮を怠らない経営への転換が求められるようになってきている。その一環として、東証と金融庁が2015年に策定した上場会社に適用する「コーポレートガバナンス・コード」においても、2021年の改訂において、SDGsに関連する規定が多く盛り込まれた¹⁶⁾。これらの影響から現在では、地方公共団体等も含めた上場会社ではない多くの企業等においても、SDGsに配慮した経営・運営の方針が掲げられ、SDGsと関連付けた商品・役務(サービス)が普及し、そうした企業等の活動の公表が行われている。

これは現在の日本においては、他国に比べて宗教上の制約が少なく、教育の普及レベルも高く、餓死に至るレベルの貧困層も少なく、現在、戦争中・紛争中・無政府状態でもないことから、一般にSDGsの掲げる目標は正しく、その方針に合致することが社会的にも正しいことだとの認識が普及したことによる。それにより、わが国では政府主導のSDGs関連の政策の推進や企業等によるSDGsを意識した経営や活動への期待が高まっている。

一方、世界的には、SDGsに関する知識や教育が殆ど普及していない地域も多く、そもそもSDGsに関する知識がない状況や、SDGsの掲げる目標は、ある宗教の教えや信者の信じる状態に反する内容も含んでおり、仮に多少の知識があったとしても、自分たちの置かれた状況から、SDGsに配慮する気がない人やそのような状態ではない人々も多く存在する。そういう人達からは、SDGsの目標の中には、特定の恵まれた人達の価値観の押し付けと捉えられる可能性があるものも含まれる。

企業経営においても、SDGsは一般に企業の長期に渡る持続的な発展に資するものと認識されており、即株価や業績等の短期的な企業価値の向上に直結するものではないとの認識から、全てのステークホルダーの理解を得られるものではない。ステークホルダーの中には、SDGsへの配慮に肯定的な者の他に、SDGsへの配慮に否定的な株主や取引先等も含まれる。実際に、米国ではSDGsそのものではないが、SDGsに直結するESG投資への取組みに堂々と反対する株主・取引先・州政府も存在する(後述)。

経営者にとっても、SDGsに配慮しつつ、企業を持続させていくこと、その上で株価や業績といった企業価値の増大をもたらせることは大変難しい。その為、SDGsに取り組んでいるように見せかけるSDGsウォッシュと呼ばれる実態が伴わないSDGsも存在する(後述)。

SDGsは、継続していくことに意義がある為、今後の動向を見守る必要のある事柄であり、また、その目標の為にどうすべきかの検討をするべきものである。個別の取組みやSDGsに反する取組みにも注目できる。こうした研究は、既に予定している共同研究やそれを反映した執筆で取り組む予定であるが、まずは本稿で、SDGsに対する様々な概念や規制の整理を行う。

2. 様々なルールの流動と各ルールの交錯

2.1. MDGs から SDGs へ

2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて、同月8日に採択された「国連ミレニアム宣言」を基にまとめられた、2001年策定のMDGs(Millennium Development Goals: ミレニアム開発目標)では、①極度の貧困と飢餓の撲滅、②初等教育の完全普及の達成、③ジェンダー平等推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康の改善、⑥HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止、⑦環境の持続可能性確保、⑧開発のためのグローバルなパートナーシップの推進、の8つの目標が掲げられ、2015年を達成期限と設定した。

当時の国連事務総長コフィー・アナン氏の後継である潘基文(パン・キブン)第8代国連事務総長の言葉によれば「これはより良い世界の実現であり、数10億人の人々の期待」でもあったが、目標に掲げたもののある程度の状況改善は見られたものの、その完全な達成はそもそも達成不可能な目標であることを踏まえても、およそ満足のいくものではなかった¹⁷⁾。

そこで2015年9月にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」では、当時の加盟国150超の参加の下¹⁸⁾、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ(通称：2030アジェンダ)」が採択され、そこで、MDGsの後継として、2030年を達成期限とするSDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が策定された。

このSDGsは、17の目標(①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑥安全な水とトイレを世界中に、⑦エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、⑧働きがいも経済成長も、⑨産業と技術革新の基盤を作ろう、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続

けられるまちづくりを、¹²つくる責任、つかう責任、¹³気候変動に具体的な対策を、¹⁴海の豊かさを守ろう、¹⁵陸の豊かさを守ろう、¹⁶平和と公正をすべての人に、¹⁷パートナーシップで目標を達成しよう)を掲げ、また具体的な 169 のターゲットを示すとともに、「誰一人取り残さない」、「経済、社会及び環境の調和」を目指すことを強調している。MDGs の策定後に問題提起されたものを含め、目標を細分化した為、その目標数が大きく増えており、そもそも達成不可能とされた目標をさらに拡大して、大きな理想を掲げている。

SDGs 自体は法的拘束力を持たない目標であるが、各目標の達成度を測るためのグローバル指標が設定され、可視化されている¹⁹⁾。

また、2030 アジェンダは、定期的に SDGs を巡る進捗に関する VNR (Voluntary National Review: 自発的国家レビュー) を行うことを促しており、日本も定期的にこれを発表している²⁰⁾。日本政府は、2016 年に「SDGs 推進本部」を設置し「SDGs 推進方針」を発表しているが、その中で各目標を達成するための具体的施策とその達成度を測るための指標、関係省庁が示されている(2019 年に一部改訂)²¹⁾。また毎年、「SDGs アクションプラン」とする行動計画を発表している²²⁾。

2.2. SDGs に関するグローバル・ルール

(1) UNGP による人権 DD の実施

2011 年に国連人権理事会において承認された UNGP (United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights: ビジネスと人権に関する指導原則) は、企業に人権尊重責任があることを明確にし、企業に人権デュー・デリジェンス(人権 DD) を実施することを求めている²³⁾。

この人権 DD とは、企業がステークホルダーの人権に及ぼす負の影響を評価し、その対処をすることである。このステークホルダーには、自社やグループ会社の他、サプライチェーン(調達先)²⁴⁾ やインベストメントチェーン(投融資先)²⁵⁾ も含

まれる。

この UNGP が定める人権とは、International Bill of Human Right (国際人権章典)²⁶⁾ において定められた人権や ILO (International Labour Organization: 国際労働機関) が定める複数の国際労働基準に定められた人権を基準とする。その為、その人権には、環境・社会課題が含まれるとしても広いものとなっている。これは SDGs の定める人権尊重の対象と同様のものである。

(2) 気候変動に関するパリ協定による脱炭素社会への移行

SDGs の策定と同年の 2015 年には、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための国際的枠組みとして「気候変動に関するパリ協定 (Paris Agreement)」が採択された²⁷⁾。

これには産業革命後の気温上昇を 2℃ 以内に抑えること、1.5℃ 以内に抑える努力をすること、今世紀後半にカーボンニュートラル(人為的な発生源の排出量と吸収源による除去量とを均衡させること)を達成することが明記されている。ただし、国家間での排出量の取引(カーボンオフセット)や他国での活動により削減・吸収された部分を売買対象とできるカーボンクレジットが許容されている²⁸⁾。

これを踏まえて、2021 年 4 月にバイデン米大統領が主催した気候サミット²⁹⁾ において、日本は 2030 年度を目標として、2013 年度比 26% 減だった温室効果ガス削減目標を 46% 減まで引き上げた³⁰⁾。

(3) TCFD による気候変動リスクの開示状況の開示

2015 年、G20 からの要請を受け、FSB (Financial Stability Board: 金融安定理事会) は、民間主導の TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォース) を設置し、2017 年 6 月に TCFD は、最終報告書において金融機関や一般の企業等に対し、気候変動リスクの管理状況の開示の為に枠組みを提示した³¹⁾。

TCFDは、気候変動が企業に生じさせるリスクとして、政策・規制リスク、市場リスク、技術リスク、レピュテーションリスク（評判リスク）に分類し、企業がシナリオ分析を通じてこれらのリスク管理をすることを前提として、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標に関する情報開示を求めている。

日本においては、コーポレートガバナンス・コードの2021年の改訂³²⁾により、プライム市場上場企業においては、TCFDに基づく開示又はそれと同等の開示が求められることになっている。

2.3. CSR

SDGs策定以前のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の概念は、企業の経済的・法的な責任に加え、社会貢献等の責任を企業の責任に加えた考え方であり、CSRの用語が使用される以前から、多くの企業により盛んに行われてきたものである。

また、一般にCSR活動と言うときは、社会貢献等の活動そのものを指していた。経営者等が出身地や企業の基盤である地域に貢献したいという動機から、地域のお祭り、教育・福祉活動等に協力・出捐等を行うことは良くあることで、こうした地域貢献のパターンは大企業に限らず、中小零細企業や地域の金融機関にも良く見られる。ただし、経営者等が政治家等としての地位を兼ねており、その企業のステークホルダー（利害関係者）との関係からのCSR活動なのか、政治家等としてのステークホルダーとの関係重視なのかが曖昧なケースもある。

災害地域への緊急ないし継続的な復興支援、交通遺児・生活困窮者等への支援などの社会貢献は、テレビ・ラジオ・携帯などの放送・通信事業者、広範囲に展開する大規模チェーン等の多数のステークホルダーを有する企業の活動が報道・宣伝等により目立っているが、こうした社会貢献は個人、個人商店や中小零細企業、地域の金融機関等にも多く見られる。

また支援事業の呼びかけ人が、個人や団体の有志や著名人であり、それに企業が賛同して参加する例も多くみられる。CSR活動の動機に、呼びかけ人や企業等の売名の動機が含まれることも考えられるが、広くステークホルダーを対象としている社会貢献活動の場合はCSR活動と違って差支えない。企業ではホームページ等にIR活動として記載・記録されていることが多く、積極的に広告・宣伝している。

一方、その企業の経営者等の嗜好により、特定の団体・行事への協力・出捐等は、CSR活動とはいえない場合もある。また、単にその企業による環境被害等の対策に取り組んでいるに過ぎないものをCSR活動として宣伝しているものも見受けられる。

2010年11月1日に、ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）³³⁾により発行されたISO26000（Guidance on social responsibility）では、前述のような従来型のCSR活動の概念である社会貢献・地域貢献に加え、安全配慮義務（安全・清潔など事故になりにくい職場環境の整備）や従業員支援、コンプライアンス（法令遵守）、コーポレート・ガバナンス（適切な企業統治と情報開示）、誠実な消費者や取引先への対応もCSR活動として規定しており、CSRの概念が拡大したが、その内容は現在のSDGsの内容に包含されるものといえる³⁴⁾。

2.4. ESG投資

(1) ESG投資とは

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとって作られた用語である。

従来、投資家が投資先企業の企業価値を測る方法は、業績や財務状況などの財務情報が中心であった。しかし、企業の安定かつ長期的な成長（持続的発展）には、環境や社会問題への取組み、ガバナンスといった非財務情報も重要という考え方が広まり、ESG投資（サステナブル投資）が

注目されるようになってきている。

環境とは、温室効果ガスの排出量の削減、廃水・廃棄物等による水質地質汚染の防止、海洋等へのマイクロプラスチックの流出防止、再生可能エネルギーの使用、生物多様性への配慮などを指す。

社会とは、適正な労働条件の確保、ジェンダー平等、ダイバーシティ・マネジメント、ワークライフ・バランス、社会貢献などを指す。

ガバナンスとは、情報開示や法令遵守、不祥事防止や事後の対処をするリスク管理体制の整備、資本効率や組織管理に対する意識の高さを維持するための体制の整備を指す。

ESGのうち、ガバナンスの要素が企業価値に影響を与えるということは、商法・会社法判例や企業価値分析においては従前から散見されていた。しかし、環境・社会の要素が企業価値に影響を与えることについては、前述のSDGsの策定やCSRの概念の拡大が大きく影響したものと思われる。

ESG投資は、2006年に発足したPRI (Principles for Responsible Investment：国連責任投資原則)を中心に提唱されてきた。PRIは、①投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込むこと、②アクティブ・オーナー（活動的な株主）となり、議決権行使基準やエンゲージメント（対話材料）にESGを組み入れること、③投資先企業に対してESGに関する非財務情報開示を求めることなどを求めており、PRIに署名した投資家にはその実施が求められている³⁵⁾。日本においては、2017年7月に、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)がPRIに署名してから、ESG投資が急増している。

またESG投資の要素は、株式投資に限らず、債券（ボンド）投資や融資においても影響を与えている³⁶⁾。

2019年には、UNEP FI (United Nations Environment Programme Finance Initiative：国連環境計画・金融イニシアティブ)によって、銀行業

務をSDGsとパリ協定が定める目標に整合することを目標に、PRIの銀行版であるPRB (Principles for Responsible Banking：国連責任銀行原則)が発足している³⁷⁾。

2020年には、機関投資家の行動原則である「『責任ある機関投資家』の諸原則（日本版ステュワードシップ・コード）」³⁸⁾に、さらに2021年には「コーポレートガバナンス・コード」にもESGに関する考慮や開示が組み入れられている。

ESG投資は、投資を通じて社会に貢献することや、「持続可能な社会活動」がSDGsの基本概念に関連付けられる。この投資を受けた企業は、持続可能性を高めるような活動を行い、長期的に安定した事業を展開することにも繋がり、投資家の立場で見ても投資リスクを低減できるというメリットがある。

一方、ESGを意識する企業は、短期的な収益に執着せず長期的な持続可能性を追求するために、ESG投資は短期的な投資には向いていない。また、従来の投資では企業の財務諸表や決算などから投資判断をしていたが、ESG投資を行うためには数値化されていない各企業の取り組みについてもチェックしなければならないがゆえに、企業の取り組みが今後どのように企業価値を高め、利益向上に貢献するのを見極めるのが大変である。

ESGブランド調査は、日経BPが主催となって、ESGスコアを公開している560の日本企業について一般の消費者やビジネスパーソンがどんなイメージを持っているかを聞くインターネット調査である。2022年の同調査で1位となったのはトヨタ自動車(株)、2位となったのはスターバックスコーヒージャパン(株)、3位となったのはパナソニック(株)であった³⁹⁾。こうした個別の企業の実体分析についても、後に共同研究等で詳細に検討していく予定である。

(2) ESG投資の種類

ESG投資は、GSIA (The Global Sustainable Investment Alliance：世界持続可能投資連合)によ

り7種類に分類される⁴⁰⁾。

①ネガティブスクリーニング

環境や社会などに悪影響を及ぼす特定の企業や業種を、投資対象から外す手法である。ポルノ・銃器・アルコール・タバコ類など犯罪につながりやすいイメージを持たれがちな企業や業種が外されやすい傾向があるが、こうした差別によって外された企業は反ESGの活動を推進する可能性が高い⁴¹⁾。

②ポジティブスクリーニング

環境や社会に良い影響を及ぼす企業や業種に投資する手法である。温室効果ガスの削減が進んでいる業界や、ダイバーシティに取り組む企業などが投資先として選ばれる傾向がある。

③国際規模スクリーニング

ESGに関する国際規範を基準として投資先を選ぶ手法で、国際規範に満たないものを除外することでESGへの貢献度が高い投資先を選べるようになってきている。

④ESGインテグレーション

これまでの投資で基準となっていた「財務情報」と「非財務情報」を組み合わせて投資対象を絞っていく手法である。ESGの観点だけでなく、投資家が重視する収益性も判断材料になる。

⑤サステナビリティ・テーマ投資

持続可能性を重視する方法である。SDGsとの関連性が高い手法であるため注目を集めている。

⑥インパクト・コミュニティ投資

環境・社会への好影響と経済的リターンの両方を重視する手法である。識字率や就学率などの具体的なデータを用いて判断される。

⑦企業エンゲージメント

株主の立場から企業に対してESG経営を促す手法である。株主総会で意見を言う、経営陣との直接面談を交わしたりするなど様々なアプローチがある。

(3) 反ESGの取組み

反ESG投資運動は、事業活動にESGを取り入れられる企業や投資家に対抗する運動として主に米国

国内で2022年から活発な動きを見せている。

2023年5月にはフロリダ州にて、フロリダ州知事ロン・ディオーン・デサンティスの主導で反ESG法が成立している⁴²⁾。その後、共和党系の知事がいる州を中心に、これに追従する動きがあり、2023年7月21日の時点では、15州で反ESG法が成立している⁴³⁾。

反ESG法は「投資家は収益を最大化すべき」という立場から、州関連の年金基金の運用や地方債の発行、州政府の物品やサービスの調達等でESGを考慮することを事実上禁じる内容であり、州と取引する金融機関にはESGへの取り組みを評価する外部格付けの使用も認めない。

こうした米保守派による反ESGのリスクを回避する動きが日本でも表面化している。保険業界では2021年から2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、UNEP（国際連合環境計画）の主導で国際団体NZIA（Net-Zero Insurance Alliance：ネットゼロ保健同盟）が発足したが、2023年春頃から離脱する企業が相次いでいる⁴⁴⁾。

日本ではSOMPOホールディングス、東京海上ホールディングスなど3社が5月下旬までに離脱し、NZIA全体でも加盟者が半数近くにまで減っている壊滅的状況である。この動きはESGに焦点を当てた保険業界の連携が保険料の上昇を招いているとし、米国23州の司法長官が、NZIAが反トラスト法（米独占禁止法）に抵触する可能性があるとして連名で警告したことなども影響している⁴⁵⁾。

こうした動きやSDGsウオッシュにより、GSIAの発表によれば、2022年には、日本やヨーロッパではESG投資が伸びたものの、米国ではESG投資が半減しており、世界ESG投資額が20年比14%減の30.3兆米ドル（約4,500兆円）となり、12年の調査以来はじめて減少に転じたとされている⁴⁶⁾。

米国では、単にESG投資への反発に止まらず、SDGsの目標そのものへの影響もみられている。国内ビールの売上1位であったアンハイザー・

ブッシュ・インベブ（Anheuser-Busch InBev N. V）が、看板商品である Bud Light の広告にトランスジェンダーのインフルエンサーを起用したところ、これに反感を持った者達が Budweiser などで知られる同社のビール製品に対する不買運動を始めた為に、同社の売上げが大きく減少し、1位の座から陥落する事態を起こしている⁴⁷⁾。

(4) グリーンウォッシュ・SDGs ウォッシュ

企業の見せかけだけの環境対応「グリーンウォッシュ」や見せかけだけのSDGs対応「SDGsウォッシュ」を規制する動きが世界で進んでいる。

日本では、2022年12月に消費者庁が、十分な科学的根拠がないのに「土や海にかえる環境に優しいプラスチックを使用」として生分解性プラスチック製品（ゴミ袋、ストロー、釣り具など）を販売した10社に、「景品表示法」の定める優良誤認に当たるとして、再発防止などの措置命令を出した⁴⁸⁾。ただし、「景品表示法」が対象とするのは商品や役務（サービス）広告の表示で企業広告は原則対象外であること、優良誤認が認められるのは品質や性能などを著しく優良に見せた場合に限られる。

こうした行為への規制は欧米の方が厳しく、消費者に誤解を与えるような表示や消費者を欺くような行為を広く規制するようなルールや法整備を進めている（詳しくは別稿）。

2. SDGs 各項目に対する日本の達成状況

1.1. 2023年のSDGs各項目に対する日本の達成状況

国際的な研究組織「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク」（SDSN）は、2023年6月21日、世界各国のSDGsの達成度を評価した「Sustainable Development Report」（持続可能な開発報告書）の2023年版を発表した⁴⁹⁾。

日本は、2016年18位、2017年11位、2018年15位、2019年15位、2020年17位、2021年18位、2022年19位であったが、2023年は21位となり

初の20位台に陥落した。

2023年度の1位はフィンランド（ここ3年連続1位）、ヨーロッパの主要国ではドイツ4位、フランス6位、英国11位など、日本より上位はヨーロッパ勢が独占している。韓国は31位、米国は39位、ロシアは49位、中国は63位、インドは112位、最下位の166位が南スウェーデンであった。

SDGsの17の目標のうち、日本が常に2030年までの目標達成に向けて順調な割合で「スコアが増加している/目標達成値を超えている」との最高評価を得ているのが、目標4の「質の高い教育をみんなに」である。他の部門においては、目標9の「産業と技術革新の基盤を作ろう」の評価が高く、2018年を除けば、教育同様の最高評価を得ているが、ともに進捗度は鈍化していると評価されている。

その他、目標8の「働きがいも経済成長も」と目標16の「平和と公正をすべての人に」もかつては最高ランクの評価を得たことがあったが、現在は陥落している。

特に目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」、目標12の「つくる責任、つかう責任」、目標13の「気候変動に具体的な対策を」、目標14の「海の豊かさを守ろう」、目標15の「陸の豊かさを守ろう」の5項目については「深刻な課題」であるとの低評価となっている。

これら評価の低い目標のものについては、既に別稿で紹介した他、後の共同研究などを経てその原因を深く追及し、その対策の提言などを行う予定なので、今回は紙幅の関係もあり、概ね高評価である「質の高い教育をみんなに」の状況を解説する。

1.2. 日本のSDGs目標4の「質の高い教育をみんなに」が高評価である背景

1946年11月3日に制定され、翌1947年5月3日に施行された「日本国憲法」26条1項は、全ての国民は、法律の定めるところにより、その能

力に応じて、等しく教育を受ける権利を有することを定める。

また、同条2項は、全ての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育（全国民に共通の一般的・基礎的な職業的・専門的でない教育）を受けさせる義務を負い、義務教育は無償とすることを定める。

これを受けた教育基本法4条は、義務教育の年限を9年と定めるとともに、義務教育の無償の意味を国公立義務教育諸学校における授業料不徴収ということを明確にしている。9年の具体的な内訳等は、学校基本法6条（国公立の小中学校及びこれらに準ずる盲学校・聾学校・養護学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育の無償化）・19条（小学校6年）・22条（保護者の義務及び小中学校の就学年齢を子女の満6歳の年齢に達した翌日以後の最初の学年の始めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまでとする）・29条（市町村の小学校設置義務）・37条（中学校3年）、39条（国公立の小中学校に準ずる盲学校・聾学校・養護学校の就学年齢）等が定めている。

さらに民法820条は、親権を行う者に、子の監護及び教育を受ける権利を有し、義務を負うことを定める。親には、憲法以前の自然権として教育の自由が存在するとも考えられているが、この義務教育は、国家的必要性とともに、このような親の教育権を補完し、また制限するものとして存在する（最大判昭和39・2・26民集18巻2号343頁）。

ただし、あくまでも授業料の無償化では給食費や修学旅行代などの問題が残る。1989年11月20日に国連総会において採択された「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」⁵⁰⁾後、2000年代に入り、子供の無保険問題や就学援助の自治体格差などが問題となっていく中、2009年に政府による相対的貧困率⁵¹⁾が公表されるに至り、政治レベルにおいてその対策が必要とされるようになった。2011年3月11日のいわゆる東日本大震災の影響により、その対策は遅れたが、2014年7

月の生活保護基準の引き下げ⁵²⁾が、子供の進学や修学の継続、修学旅行等への参加に悪影響を与えることが懸念された為、2013年6月19日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（略称：子どもの貧困対策法）が制定され、翌2014年1月17日に施行されている。

同法は、子供の将来がその生育環境に左右されることがないように、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る為、国などの責務を明らかにし、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的にしている。主として内閣府特命大臣（少子化対策）が主幹となり、政策統括官・共生社会政策担当が省庁の調整に当たる。同法8条に基づき、2014年8月9日に「子どもの貧困対策に関する大綱」が制定され、同法15条・16条の規定により内閣府に特別の機関として、子どもの貧困対策会議が置かれている。

また、文部科学省では、しっかりした進路への意識や進学意欲があるのに家庭の経済状況で断念せざるを得なかった、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスをこうした者に確保させるべく、2020年4月から、高等教育の修学支援制度が実施されている（いわゆる大学無償化の制度）。この制度には、授業料等を減免する制度と、必要な生活費を日本学生支援機構が対象者に支給する返還不要の給付型奨学金の制度があり、「所得」「資産」「学習意欲」の条件を満たすことで（所得が少なく、資産が少ないもので、学習意欲が高いものを対象）、利用できるようになっている⁵³⁾。

その他、「子ども食堂」の存在なども高評価につながったと思われる⁵⁴⁾。

3. SDGs と会社法の関係

1. SDGs と会社法に関する規定との関係

1.1. コーポレートガバナンス・コード（略称：CGコード）

「コーポレートガバナンス・コード ～会社の

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(初版 2015 年 6 月 1 日, 改訂版 2018 年 6 月 1 日, 最新改訂版 2021 年 6 月 1 日, 株式会社東京証券取引所)は, 東京証券取引所の上場会社を対象として, 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために従うべき基本原則・原則・補充原則が定められたものである。市場区分によって, 従うべき範囲が異なるとともに, 遵守が必須ではないものの, 遵守しないのであればその理由を説明せよとの Comply or Explain 方式により, その理由をコーポレート・ガバナンス報告で公表すること, 及び株主総会で説明することなどが求められる。他の証券取引所でも東証プライム基準のレベルは採用していないものの, それぞれ市場によってレベルの異なるコーポレートガバナンス・コードの遵守を求めている。

コーポレートガバナンス・コードの基本原則 2 は, 策定当初より, 株主以外のステークホルダーとの適切な協働を規定している。初版から ESG 投資を意識し, 最新版では SDGs を意識している。

原則 2-3 は, 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への適切な対応を要求している。

補充原則 2-3 ①は, 取締役会に, サステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題であると認識し, 適確に対処することを要請している。2021 年改訂により補充原則 2-3 ①は, 「取締役会は, 気候変動などの地球環境問題への配慮, 人権の尊重, 従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇, 取引先との公正・適正な取引, 自然災害等への危機管理など, サステナビリティを巡る課題への対応は, リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し, これらの課題に積極的・能動的に取り組むように検討を深めるべきである。」との規定に改められた。

補充原則 2-4 は, 原則 2-4 を補う形で, 企業の中核人材における多様性の確保の状況についての

開示を要求している。さらに原則 2-5 及び補充原則 2-5 ①は, 内部通報について, 原則 2-6 は, 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮について規定する。

補充原則 3-1 ③は, プライム市場の上場会社に関して, TCFD 又はそれと同等の枠組みに基づく開示を要請している。加えて, 補充原則 4-2 ②は, 「取締役会は, 中長期的な企業価値の向上の観点から, 自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである」と規定している。

2021 年のコーポレートガバナンス・コードの改訂に合わせて, 「投資家と企業の対話ガイドライン」も改訂され, 「取締役会の下または経営陣の側に, サステナビリティに関する委員会を設置するなど, サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みを整備しているか」として, サステナビリティ委員会の設置などについて議論するよう促している。

1.2. 会社法

会社法の条文そのものには, サステナビリティに関する明文の規定はない。しかし, 様々な会社法の規定が SDGs の目標と関係している。

(1) 内部統制システム構築義務

会社法下では, 公開会社でない株式会社の機関設計として許容されている取締役会非設置会社の取締役に, 内部統制システム構築の努力義務が課されている(会 348 条 3 項 4 号)。これは大会社においては努力義務ではなく必須義務になる(会 348 条 4 項)。

公開会社は取締役会設置会社でなければならないが, 公開会社にせよ公開会社でない株式会社にせよ, 取締役会設置会社においては, 取締役会に内部統制システム構築の努力義務が課されている(会 362 条 4 項 6 号)。大会社においては努力義務ではなく, 必須の義務になる(会 362 条 5 項)。通常, 上場会社はこの規模であり, 内部統制の構築義務が必須である。さらに監査等委員会設置会

社、指名委員会等設置会社の場合には、規模に関わらず、取締役会に内部統制システム構築が必須義務として課されている（会399条の13第1項1号ハ・2項、416条1項1号ホ・2項）。

SDGs関連のリスク管理は、内部統制システム構築の対象となる。また、前述のコーポレートガバナンス・コードの補充原則2-3①においては、当然にその内部統制システムが必要とされている。

これらの構築を怠った取締役は、善管注意義務（会330条・民法644条）違反や忠実義務（会355条）違反となる。また、ESGに関する非財務情報の開示に関して、虚偽記載があった場合には、会社法429条2項が定める不実情報記載等・開示による責任や金融商品取引法197条1項1号の定める有価証券報告書虚偽記載等の責任など、その書類等の種類によって異なる法的責任を負う可能性がある。

(2) 企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正が行われ、有価証券報告書及び有価証券届出書に「サステナビリティに関する企業の取組み」等の記載（記録を含む。以下同じ。）が必要となった。各々に「サステナビリティに関する考え方及び取組み」の記載欄を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載が求められるようになっている。ただし、既に有価証券報告書等の別箇所に記載している場合は、当該箇所を参照することで構わない。

「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」における将来情報については、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない。例えば、社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合はその旨を、検討された内容の概要と共に記載するなどしておけば良いことに

なる。

人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等については、必須記載事項として、サステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」と「指標及び目標」において記載することが求められている。特に、提出会社やその連結子会社が女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表する場合には、公表するこれらの指標について、有価証券報告書等においても記載が求められている。

その他、望ましい取り組みとしては、「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠を開示すること、気候変動対応が重要である場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであり、GHG（温室効果ガス）排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1（事業者自らが排出するもの）・Scope2（他社から供給されたエネルギーの使用に伴うもの）のGHG排出量については、積極的な開示を行うこと、「女性管理職比率」等の多様性に関する指標について、連結グループにおける会社ごとの指標の記載に加えて、連結ベースの開示に努めるべきであることが挙げられている。

4. 会計法・税法をめぐる議論

1.1. 環境会計

環境会計とは、「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み」のことを指す⁵⁵⁾。国内における環境会計についてのガイドライン策

定は 1990 年代にまで遡るが、近年、SDGs との関係から改訂に向けた論点整理がなされている。

環境会計の機能は、内部機能と外部機能に分かれる。内部機能としては、環境保全コストの管理や、環境保全対策のコスト対効果の分析を行い、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境保全への取り組みを促すことができる点が挙げられる。これは、環境保全活動が事業活動に与える影響を把握するために有効であるため、「企業の経営管理ツール」としての役割が期待されている。

これに対し外部機能とは、企業等の環境保全への取組を定量的に測定した結果を開示することによって、各ステークホルダーの意思決定に影響を与えることを指す。これは、企業による説明責任を果たすと同時に、各ステークホルダーが事業活動に対する適切な評価を行う上で有用であるとされる。

「環境会計ガイドライン 2005 年版」においては、環境会計の一般的要件として、①目的適合性、②信頼性、③明瞭性、④比較可能性、⑤検証可能性を挙げる。これらはいずれも環境会計が形骸化しないために重要な要素であるといえる。

1.2. 国際連帯税

国際連帯税とは、「国境を超える経済活動に課税し、SDGs 達成のための資金に充てるといった構想」を指す⁵⁶⁾。国境を超える経済活動の例としては、航空機の利用などが挙げられる。航空券は、飛行機を利用することが可能な先進国の裕福な人々が購入することが想定されるため、こうしたものから課税しようというものである。

これは SDGs の 17 のターゲットのうち、17 番目である「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」という目標のターゲット 17.1「課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する」に深く関わってくる内容となっている。

国際連帯税という仕組みを構築することによ

り、課税に対する仕組みが脆弱な新興国の開発資金に充てるといった対応が模索されている。

1.3. 環境税

環境税とは、人類の活動に伴う環境破壊による影響を抑止するための活動に用いるために課される税金のことを指す。代表的なものとして、炭素税⁵⁷⁾の一種であり、2012 年に導入され、2016 年まで段階的に税率が引き上げられた「地球温暖化対策のための税（地球温暖化対策税）」⁵⁸⁾などが挙げられる。これは地球温暖化の原因のひとつとされる二酸化炭素 (CO₂) の排出を削減する為、石油・天然ガス・石炭等の化石燃料に課税するものである。

2019 年 4 月 1 日施行の「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により創設された「森林環境税」及び「森林環境譲与税」のうち、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、2019 年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の促進に関する施策に充てられ、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てられている。

また国内における森林の維持・整備に用いるための「森林環境税」は、2024 年度より、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収する⁵⁹⁾。

これらの税金による環境対策は、一定の財源を確保するという点では有用であるものの、国民に一律に負担を強いるものにもなるため、その利用に対しては慎重になるべきであると考えられる⁶⁰⁾。

今後、予定されている共同研究では、会計学・税法の専門家・経済の専門家とともに、こうした会計・税制への提言を行っていく予定である。

(注)

- 1) The Millennium Development Goals Report 2015 (国連)
[https://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20\(July%201\).pdf](https://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20(July%201).pdf)
<https://www.unic.or.jp/files/e530aa2b8e54dca3f48fd84004cf8297.pdf> (日本語版)
- 2) 持続可能な開発目標とは (国際連合広報センター)
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/
- 3) 最高気温が35℃を超える日が多発したことにより、2017年4月1日に気象庁が猛暑日(最高気温が35℃を超える日)を定義した翌年の2018年にはさらに猛暑日が続き、「災害級の暑さ」という語が流行語大賞トップテン入りしている。2023年は、世界の大部分が平年より暑く、日本においては、観測史上最も猛暑日がつづいた年になった。その為、「地球沸騰化」という語が流行語大賞トップテン入りしている。
気象庁各種データ資料 <https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>
modelpress (2018.12.3) <https://mdpr.jp/news/detail/1808207>
modelpress (2023.12.1) <https://mdpr.jp/news/detail/4078214>
- 4) 気象庁熱中症警戒アラート https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/heat_alert.html
- 5) ゲリラ雷雨(豪雨)レーダー(ウェザーニュース)
<https://weathernews.jp/guerrilla/>
「富岳」を使ったゲリラ豪雨予報(2021.7.13 理化学研究所)
https://www.riken.jp/pr/news/2021/20210713_1/index.html
- 6) 「線状降水帯とは?定義や特徴,メカニズム,予報システムについて解説」(2023.1.16NTT科学用語解説)
<https://www.rd.ntt/se/media/article/0015.html>
- 7) 「近年世界で発生している大規模な森林火災やその原因を知ろう」(gooddo.2022.7.15) https://gooddo.jp/magazine/climate-change/forest_fire/7340/
林恵美「カナダ,ハワイ・マウイ島,ギリシャー森林火災はなぜ起きた?2023年,世界中で森林破壊が更新する理由」(2023.10.3 GREENPEAS)
<https://www.greenpeace.org/japan/campaigns/story/2023/10/03/64650/>
- 8) マッド・ダグラス環境担当編集委員「世界の気象災害,50年間で5倍に経済損失は3.6兆ドル=世界気象機関」(2021.9.2BBC NEWS JAPAN)
<https://www.bbc.com/japanese/58417481>
「21世紀末までに洪水リスクを抱える人口5倍に国連が予測」(2023.11.29 毎日新聞デジタル)
<https://mainichi.jp/articles/20231129/k00/00m/030/021000c>
- 9) 「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 10) 「【そもそも解説】ロシアはなぜ侵攻したのか?ウクライナ危機の背景」(2022.3.23朝日新聞DIGITAL)
<https://www.asahi.com/articles/ASQ3Q7XHRQ3LUHBI03X.html>
- 11) 「【分断社会とは】日本社会・アメリカ社会の事例からわかりやすく解説」(2020.12.17リベラルアーツガイド)
<https://liberal-arts-guide.com/divided-society/>
- 12) JAPAN SDGs Action Platform SDGsとは(外務省)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
- 13) NHKで頻繁に流されているSDGsの歌((アオ&キイ)神木隆之介・二階堂ふみ)は,老若男女に広くSDGsの知識を広めた。現在でも,NHKや民放で数々のSDGs特集番組やSDGsに関する内容を扱った番組が放送されている。
- 14) 「環境活動家とは?活動目的や何がしたいのか,世界・日本の有名な活動家を紹介」(Spaceship Earth)

- <https://spaceshipearth.jp/environmental-activist/>
六辻彰二「『エコテロリスト』とは誰か - 過激化する環境活動家とその取締まりの限界」(ニューズウィーク日本語版 2023.9.29)
<https://www.newsweekjapan.jp/mutsuji/2023/09/post-182.php>
- 15) いのちの食べ方 (2005 年), 不都合な真実 (2006 年), 不都合な真実 2 放置された地球 (2017 年), フード・インク (2008 年), FLOW- 水が大企業に独占される (2008 年), ブルー・ゴールド 狙われた水の真実 (2008 年), グリーン・ライ〜エコの嘘 (2018 年), グレタ ひとりぼっちの挑戦 (2020 年), リファッション〜アップサイクル・ヤーンでよみがえる服たち (2021 年), ミート・ザ・フューチャー 培養肉で変わる未来の食卓 (2020 年), Minamata (2020 年), 水俣曼荼羅 (2021 年), Seaspiracy: 偽りのサステナブル漁業 (2021 年), ダーク・ウォーターズ 巨大企業が恐れた男 (2021 年), 等.
- 16) 「改訂コーポレートガバナンス・コードの公表」(2021.6.11 日本取引所グループ)
<https://www.jpix.co.jp/news/1020/20210611-01.html>
- 17) 前掲注 1. The Millennium Development Goals Report 2015 (国連)
日本の外務省のホームページでは, 日本もその実現に向けて 2 国間及び国際機関経由の ODA (Official Development Assistance: 政府開発援助) を通じて, その達成に積極的に貢献し, 世界的にも一定の成果をあげたとの記述がある. ODA (政府開発援助) ミレニアム開発目標 (MDGs) (外務省)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>
- 18) 2001 年では 188 カ国であった国連加盟国は, 2023 年までに 193ヶ国に増大するなど, 国連加盟国は時期により流動している.
- 19) JAPAN SDGs Action Platform SDGs グローバル指標 (SDGs Indicators) (外務省)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>
- 20) JAPAN SDGs Action Platform SDGs とは (外務省)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
- 21) SDGs 実施指針 (2019 年 12 月 20 日一部改訂)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r011220.pdf
- 22) 「SDGs アクションプラン 2023〜SDGs 達成に向け, 未来を切り拓く〜」(2022 年 3 月 SDGs 推進本部)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2023.pdf
- 23) 「ビジネスと人権」(2023.11.20 外務省)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html#section1
- 24) これには ILO (International Labour Organization: 国際労働機関) の定める MNE Declaration (The Tripartite declaration of principles concerning multinational enterprises and social policy: 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (多国籍企業宣言)), OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) の定める The OECD Guidelines for Multinational Enterprise (多国籍企業行動指針) などの他の国際的な行動基準が要素として組み込まれている. 高橋大祐・重要概念・用語・法令で学ぶ SDGs/ ESG 経営とルール活用戦略 (2022 年・商事法務) 38 頁〜65 頁.
- 25) EU では人権・環境分野においてサプライチェーン DD 開示を法的義務又は開示義務とするサプライチェーン DD 開示規制が導入されている国が多い. また, EU サステナブルファイナンス開示規制は, 投融資の場面において, 環境・社会への負の防止に関する開示を求めている (詳しくは別稿).
- 26) 1948 年 12 月 10 日に採択された UDHR (Universal Declaration of Human Right: 世界人権宣言), 1966 年に採択された ICCPR (International Covenant on Civil and Political Rights: 市民的, 政治的権利に

- 関する国際規約), 及び ICESCR (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights : 経済的, 社会的, 文化的権利に関する国際規約) などにより構成される章典である。国際人権章典 (国際連合広報センター)
- https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/
- 27) 「2020年以降の枠組み: パリ協定」(2022.4.24 外務省)
- https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000119.html
- 28) PARIS AGREEMENT (仮訳文) パリ協定
- https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/attach/paris_agr20160422.pdf
- 29) 「《徹底解説》気候変動サミット2021まとめI概要から各国の削減目標まで解説」(2021.6.15SDGs CONNECT) <https://sdgs-connect.com/archives/12423>
- 30) 「米大統領主催の気候サミット, 日米カナダなど新たな排出削減目標を発表」(米国, カナダ, 英国, 中国, インド, ロシア, EU) (2021.4.23JETRO)
- <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/fa230d2a05c8c4f7.html>
- 31) 気候変動財務情報開示タスクフォース (TCFD) (環境省)
- <https://www.env.go.jp/policy/tcf.html>
- 32) 気候変動財務情報開示タスクフォース (TCFD) の概要資料 (2021年6月・環境省地球温暖化対策課)
- https://www.env.go.jp/press/02_TCFDgaiyousiryoun.pdf
- 33) 「IOS」ではなく「ISO」となっているのには明確な理由がなく, ISOの意味が「平等・一様性」を示すギリシャ語の「ISOS (イソス)」に由来していることや, 前身機関が「ISA (万国規格統一協会)」で連想しやすいこと等が根拠とされている。ISO「About us」
- <https://www.iso.org/about-us.html>
- 34) ISO 26000 Social responsibility (ISO)
- <https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html>
- 35) 責任投資原則 (PRI)
- <https://www.unpri.org/download?ac=14736>
- 36) 財務的リターンと並行して社会的及び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図するインパクト投資や, 脱炭素政策への転換を図る企業への投融资を行うトランジション・ファイナンスなども注目を浴びている。
- 37) 「責任銀行原則 (PRB) の署名・取組ガイド」(2021年3月・環境省大臣官房環境経済環境金融推進室)
- <https://www.env.go.jp/policy/PRB.pdf>
- 38) 「スチュワードシップ・コード (再改訂版) の確定について」(2020.3.24 金融庁)
- <https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20200324.html>
- 39) 「日経BP「第3回ESGブランド調査」トヨタ首位を堅持, パナソニックがV字回復」(2022.10.6 日経BP)
- <https://www.nikkeibp.co.jp/atcl/newsrelease/corp/20221006/>
- 40) The Global Sustainable Investment Alliance
- <https://www.gsi-alliance.org/>
- 41) 「銀行からは『犯罪者扱い』アメリカで『反ESG』が広がるワケ」【WBS】(2023.7.21 テレ東BIZ)
- <https://txbiz.tv-tokyo.co.jp/readings/1461>
- 42) 江田覚「大統領選に向けて注視すべき米国の反ESG-ESGの新潮流」(2023.11.4 Deloitte)
- <https://faportal.deloitte.jp/institute/report/articles/000895.html>
- 43) 前掲注42参照。
- 44) 八田浩輔「米国で先鋭化する『反ESG』の動き 日本企業などにも波及」(2023.6.7 毎日新聞)
- <https://mainichi.jp/articles/20230607/k00/00m/030/113000c>
- 45) 「ネットゼロ保険同盟 (NZIA). SOMPOホールディングスのほか, 新たに3社が離脱。離脱メンバーは全体の3分の1に相当する9社に。中核企業が離脱の中心で, 壊滅的状况に (RIFF)」(2023.5.26 一般社団法人環境金融研究機構)
- <https://rief-jp.org/ct6/135841>

- 「ネットゼロ保険同盟 (NZIA) からの署名企業の離脱止まらず、英保険最大手 Lloyd's も離脱。10 社目、CEO の『残留意思表明』から 2 日で考えが変わった (?) (RIFF)」(2023.5.27 一般社団法人環境金融研究機構)
<https://rief-jp.org/ct6/135860>
- 46) 「ESG 投資が初の減少 2022 年、成績低迷・基準厳格化で」(2023.11.29 日本経済新聞)
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB2843V0Y3A121C2000000/>
- 47) 保田隆明「米国の保守系で強まる『反 ESG』23 年株主総会」(2023.8.23 日経 BizGate)
<https://bizgate.nikkei.com/article/DGXZQOLM257DU025072023000000>
- 48) クリューガー量子「消費者庁、10 社に措置命令を実施。『堆肥化可能で生分解性』などと根拠なく製品表示」(2023.1.5Circular Economy Hub)
<https://cehub.jp/news/caa-order-to-take-measures/>
- 49) 「2023 年日本の SDGs 達成度ランキング 21 位 | 進捗状況と取組み」(2023.11.22SDGs media)
<https://sdgs.media/blog/4130/>
- 50) 「子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)」全文 (政府訳)
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html
- 51) 「相対的貧困とは? 絶対的貧困との違いや相対的貧困率について学ぼう」(国際協力 NGO ワールド・ビジョン・ジャパン)
https://www.worldvision.jp/children/poverty_18.html
 「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp151218-01.html>
- 52) 「生活保護法改正法の概要」(厚生労働省社会・援護局保護課)
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf
- 53) 「高等教育の修学支援新制度」(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm
- 高杉雅紀子「大学無償化とは? 制度を利用するための条件や支援額、申請方法」(マネープラザ ONLINE)
<https://mponline.sbi-moneyplaza.co.jp/money/education/20210929daigaku-mushouka.html>
- 54) 「子ども食堂とは? メリットや取組み事例、課題、必要な解決策を紹介」(2023.3.2 The Asahi Shimbun SDGS Action)
<https://www.asahi.com/sdgs/article/14850707>
- 55) 「環境会計」環境省
<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-2.html>
- 56) 【SDGs169 のターゲット】17-1. 課税および徴税能力の向上のために—SDGs Note (2021.3.3)
<https://sdgs.crowdcredit.jp/17-partnerships-for-the-goals/sdgs-target-17-1/>
- 57) 「炭素税とはどんな税金の制度? 導入国の動きやメリット・デメリットを解説!」(2023.3.10 脱炭素ソリューション Green & Circular)
<https://www.mitsui.com/solution/contents/solutions/forest/54>
- 58) 「地球温暖化対策のための税の導入」(環境省)
<https://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>
- 59) 「森林環境税及び森林環境譲与税」(林野庁)
https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html
 「森林環境税及び森林環境譲与税」(総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/150790_18.html#:~:text=%E6%A3%AE%E6%9E%97%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%A8%8E%E3%81%A8%E3%81%AF,%E5%86%86%E3%81%8C%E5%BE%B4%E5%8F%8E%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82
- 60) 地球温暖化に対する国内の対応としては、酒巻俊之「地球温暖化に対するわが国の対応の変化」TVS トータルバリューサービス 商事法研究 (2021.4.9)

[https://tvs.mjs.co.jp/?id=38&tx_ttnews%5Btt_news%5D=383386&L=0&cHash=d74333d134be8262ed29fa35487946f0&sword_list\[\]=&no_cache=1%201-7](https://tvs.mjs.co.jp/?id=38&tx_ttnews%5Btt_news%5D=383386&L=0&cHash=d74333d134be8262ed29fa35487946f0&sword_list[]=&no_cache=1%201-7) を参照.